（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第二条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（非居住者の代理人） **第十三条**　（略） ２　次の各号のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一　一年以上の拘禁刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの 二　（略）	（非居住者の代理人） **第十三条**　（略） ２　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの 二　（略）

（建築士法施行規則の一部改正）

第三条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「同条第四号」を「同条第三号及び第五号」に改める。

第一号書式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

第六号書式添付書類（八）２中「禁錮以上の刑に処せられ」を「拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて」に改め、同添付書類11中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第四条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第五十一号様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

別記第五十六号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第六十号の二様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

別記第六十号の七様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第五条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（競走の実施に関する事務の委託） **第二条**　（略） ２　前項第一号の基準は、次に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人を委託の相手方としないように定めなければならない。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 三～五　（略） ３・４　（略）	（競走の実施に関する事務の委託） **第二条**　（略） ２　前項第一号の基準は、次に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人を委託の相手方としないように定めなければならない。 一　（略） 二　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 三～五　（略） ３・４　（略）

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第六条　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。 一～三　（略） 四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）	**第三条**　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。 一～三　（略） 四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）